

第3章 施策の展開

この章では、計画理念及び基本方針を踏まえた、施策の基本的方向と展開について示します。

基本方針ごとに推進すべき基本的方向を示し、継続的な施策を展開していきます。また、基本方針ごとに、目標の方向性を示す環境指標を掲げて、取組の現状把握や進行管理に役立てます。

1. 瀬戸の“しぜん”（瀬戸市生物多様性地域戦略）

緑豊かな瀬戸市の自然にふれながら、大切に守り、後世に伝えていくために優れた自然環境の保護・保全や、身近にふれあうことのできる自然の保全・活用などの取組を進めます。

また、この基本方針は、生物多様性基本法第13条に規定する「瀬戸市生物多様性地域戦略」として位置づけます。

【環境指標】

項目	計画策定時	目標の方向性	現状値
保護・保全された森林の面積 ■保護された面積 ・国定公園・特別地域 1,899ha ・県自然環境保全地域 127.85ha ■保全された面積 ・国定公園・普通地域 498ha ■市保護・保全区域 53.6ha	2,578.45ha (2019年度)	↑	2,578.45ha (2024年度)
森林の総面積	6,300ha (2019年度)	→	6,288ha (2023年度)
オオサンショウウオ保全活動 (夜間観察会・巣穴清掃)の実施回数	—	↑	4回/年 (2024年度)
市民との連携・協働による保全の取組数 ※パートナーシップ型組織「サステナブルせと」、「せと・まるっと環境クラブ」、「瀬戸市理科教育研究会」及び「大学コンソーシアムせと」で実施された取組の内、自然環境や生物多様性に関する取組を対象とします。	—	↑	2件/年 (2024年度)
環境学習ツールの提供 ※校内放送、オリジナルカードゲーム「マイビオあいち」など	—	↑	1回/年 (2024年度)

目標の方向性：↑計画策定時よりも増やす →計画策定時を維持する

コラム 瀬戸市特定地区

本市では豊かな自然環境を守るために、平成24年（2012年）6月に「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例（平成24年瀬戸市条例第21号）」を施行し、自然環境や生態系の保護と保全の仕組みづくりを順次進めてきました。

条例施行後には、「瀬戸市自然環境の保護及び保全特定地区候補地選定委員会」を立ちあげ、市内29箇所の候補地を選定し、更に候補地を4箇所に絞り、うち2箇所について自然環境調査を実施しました。

その後、令和元年（2019年）10月1日に「下半田川町蛇ヶ洞川エリア」を本市第1号の特定地区に指定し、「瀬戸市特定地区下半田川町蛇ヶ洞川エリア自然環境の保護及び保全計画書」を作成しました。

【下半田川町蛇ヶ洞川エリア】

国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオの生息が確認されている蛇ヶ洞川流域を中心として、天然林、人工林が相当部分を占める森林であり、多種多様の動植物の生息・生育地となっています。そのため自然環境を保護し、または保全することが特に必要と認められるため指定しました。



オオサンショウウオ

【防除実施計画書に基づくオオサンショウウオ交雑個体の防除】

近年、本市でも、在来のオオサンショウウオと外来のオオサンショウウオを親に持つオオサンショウウオやその子孫（交雑個体）が確認されています。交雑個体は、遺伝的かく乱などによって、在来生物の存続や生態系に、重大な被害を及ぼすまたは及ぼすおそれがある外来生物にあたります。

そのため、本市では、交雑個体の完全排除を長期的な目標とした「防除実施計画書」に基づいて、調査・捕獲・モニタリングを実施し、生態系被害の低減化を図っています。



1.1. 自然環境の保護・保全

1.1.1 自然環境の適切な保全及び体制の維持

愛知高原国定公園や愛知県自然環境保全地区である海上の森や、市民・事業者などによる保全活動により、自然環境の保全や保全に対する体制を維持します。

保全すべき自然環境の方向性は、土地の利用状況によって異なります。そのため、本計画では、里地里山エリア（市街地及び河川を除くエリア）、市街地エリア、水辺エリアの3種類に分類して施策の方向性を示します。



出典：「瀬戸市緑の基本計画」（令和2年（2020年）3月，瀬戸市）『緑の将来像』を加工して作成。

エリアのイメージ

瀬戸市でみられるいきもの（例）	
里地里山 エリア	【動物】ムササビ、タヌキ、キツネ、ノウサギ、オオタカ、フクロウ、サンショウクイ、ブッポウソウ、アオゲラ、オシドリ、オオサンショウウオ、カジカガエル、トノサマガエル、カワバタモロコ、ホトケドジョウ、グンバイトンボ、ヒメタイコウチ、ハタル類、ハルゼミ 【植物】コナラ、シイ・カシ類、フモトミズナラ、ハナノキ、シデコブシ、コバノミツバツツジ、サワシロギク、トウカイコモウセンゴケ、カタクリ、シラタマホシクサ、ヒシ
市街地 エリア	【動物】アブラコウモリ、ツバメ、スズメ、ハシブトガラス、ヤモリ、カナハビ、アマガエル、アブラゼミ 【植物】オオアレチノギク、シロツメクサ、セイヨウタンポポ
水辺 エリア	【動物】カワセミ、カルガモ、ギンブナ、カマツカ、オイカワ、カワムツ、ドジョウ、カワヨシノボリ、スジエビ、モクスガニ、ハグロトンボ 【植物】ネコヤナギ、セリ、タネツケバナ、ヨシ

■ 里地里山エリア（森林、農地、湿地、湖沼・ため池）

市域の約6割を占める森林については、天然林、人工林など森林の形態に合わせた造林や間伐などの適切な森林施業によって里山の保全を図ります。また、自然公園地域や保安林などの適切な指定と適切な活用による区域の継続、東大演習林の維持など、関係機関と連携しながら、森林面積の減少を抑制します。

さらに、環境学習・環境教育の場としての活用を図るとともに、伐採木などを活用した資源活用（ブランド商品化）を検討します。また、「瀬戸市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、本市が整備する公共建築物は、原則として木質化を図っていきます。

農地については、維持・再生のための担い手の育成を推進します。また、農業者の要望に沿った農地を探すなど、農業者と農地のマッチングを図ることで、遊休農地の活用を促進します。

また、イノシシなどの有害鳥獣から農地を保全するための対策を実施します。

■ 市街地エリア

公園や生産緑地、社寺林などの市街地に点在する緑を、市民・事業者などと連携して保全するとともに、公有地における花壇や植栽などの緑づくり活動を促進します。

■ 水辺エリア（河川）

河川や湿地の水質調査や自然環境調査などを定期的に行い、それらの結果に基づいて、河川の適切な維持管理や水辺の生物の生息・生育環境の保全を図ります。また、市民・事業者との連携・協働による清掃活動などを推進し、水辺環境を良好な状態で維持します。

■ 外来生物対策の推進（全エリア共通）

地域の生態系に影響を与える外来生物（アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、カミツキガメ、オオサンショウウオ交雑個体、オオキンケイギクなど）の駆除活動を推進し、地域固有の生態系を保全するとともに、人への危害防止など安全安心の確保を図ります。

1.1.2 自然環境特定地区の保護・保全活動の継続、新規地区の指定

本市独自の重要な自然環境の保護・保全の仕組みの中で指定された特定地区について、既指定地区（下半田川町蛇ヶ洞川エリア）において、「保護及び保全計画書」に基づく保護・保全活動を市民、事業者との連携・協働のもとで着実に推進するとともに、新規自然環境特定地区の指定に向けた検討を進めます。

また、特定地区及び候補地区においては、継続的な自然環境のモニタリング調査を実施し、自然環境の現状把握に努めます。

1.1.3 30by30 目標の達成に向けた生物の多様な生息・生育環境の保全及び情報提供

森林や河川、農地など、様々な生物の生息・生育環境について、定期的な自然環境の現状調査を行いながら、その結果に基づき、それぞれの生息・生育環境にあった保全策を検討し、多種多様な生物が共存する豊かな自然環境を保全します。

また、市内に点在する生物の生息・生育環境を、生物の移動経路となる河川や緑道などの線的な動線で有機的に結びながら、地域の生態系ネットワークを構築します。

さらに、30by30 目標の達成に向けて、企業や市民の活動による保全を推進するとともに、自然共生サイト認定に関する情報提供を行います。

コラム 自然共生サイトの認定

環境省では、民間の活動などによって生物多様性の保全が図られている区域（森林、里地里山、都市緑地、沿岸域など）を「自然共生サイト」として認定する仕組みを令和5年度（2023年度）から開始し、「生物多様性増進活動促進法」の法制化によって、その取組を強化しています。

- 自然共生サイトは、生物多様性が豊かな場所を対象。これは、認定によって今後も適切に保全が継続される蓋然性を高める観点から有効な手段であり、OECM として 30by30 目標にも貢献。
- 一方で、ネイチャーポジティブの実現に向けては、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」のターゲット2において「2030年までに劣化した生態系の少なくとも30%で効果的な再生を行うこと」とされているように、生物多様性の回復や創出を図ることも必要。
- そのため、法制化に当たっては、生物多様性が豊かな場所での活動（維持する活動）に加えて、管理放棄地などにおける生物多様性の回復や、開発跡地などにおける生物多様性の創出も対象。
- その上で、活動により、活動場所の生物多様性が豊かになれば、OECM として、30by30 目標の達成にも貢献。

出典：環境省ホームページ

本市では、令和7年（2025年）9月に海上の森が認定されました
海上の森は、生物多様性を維持する区域として、以下の価値を認められました。

- ・豊かな生物多様性を育む場としての価値
- ・希少な動植物の生息地または生育地としての価値
- ・生態系の連結性その他生物多様性に関する重要な機能としての価値

出典：愛知県ホームページ

1.1.4 定期的な自然環境の現状調査の実施

特定地区における定期的なモニタリングや瀬戸市理科教育研究会による水生生物調査をはじめとして、身近な自然環境や生態系の現状調査を実施します。また、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマなどの鳥獣害、外来種や交雑種の侵入、希少種の保護に向けた情報収集と現状の把握に努めます。

コラム 保護と保全

本計画では、自然環境の“保護”と“保全”によって、自然を守ることに取り組みますが、本市の多種多様な森林や河川、動植物に合わせた“自然環境の守り方”が、保護と保全です。

“保護”は、希少な動植物の生息・生育の場や、学術的にも価値の高い自然、人の手を加えずに自然の働きに任せておくことが適切と判断される広葉樹二次林を、そのままの状態を残し、見守ることです。

“保全”は、希少な生物の保護、景観の維持、木材やきのこの生産、環境教育などの目的のために、人が管理・活用することによって現在の自然環境や人為的に形成された環境の状態を維持することです。

このように、自然環境の“保護”と“保全”は、守り方としての性質が異なるものですが、どちらが適切であるかの判断は、専門的な調査や知識が欠かせませんし、土地所有者の意思もくむ必要があります。

自然環境の性質や状況などに応じて、適切に自然環境を守ることに取り組んでいきます。

1.2. 生物多様性の協働による取組

1.2.1 様々な主体との協働による保全の取組

行政・市民・大学・関係機関など、様々な主体との連携と保全活動の実施を進めます。

■ ふれあいの場・機会の創出

愛知高原国定公園（定光寺、岩屋堂、東海自然歩道）や県の自然環境保全地域（海上の森）などの豊かな森林や、瀬戸川などの身近な河川を活用して、市民や事業者と自然とふれあえる場や機会を提供することによって、自然環境に対する親しみの向上や理解を促します。

また、パートナーシップ型組織との連携・協働による自然とのふれあい講座やイベントを実施します。

【代表的な主体と取組の例】

せと・まるっと環境クラブ（カタクリ群生地保全、湿地保全への動き など）、サステナブルせと（アカツガキ保全、蛇ヶ洞川清掃活動 など）、瀬戸市理科教育研究会（水生生物調査）、海上の森の会・猿投の森づくりの会・東京大学赤津研究林サポーターズクラブシデコブシの会（せと環境塾認定講座）、大学コンソーシアムせと

■ エコツーリズムの展開

自然ガイドボランティアや観光事業者などと連携したエコツーリズムをはじめとして、様々な手段（ホームページ、SNS、紙媒体など）を活用して、自然観光資源の魅力を発信します。

1.2.2 ネットワーク体制の構築

市内外で活動している団体との情報交換などを通じ、市域全体の自然環境及び生物多様性の現状の把握に努めます。

【代表的な組織の例】

行政機関、大学、猟友会、瀬戸オオサンショウウオの会、あいち生態系ネットワーク協議会

1.2.3 法や条例の適切な運用

開発にあたっては、各種法規制のルールを順守させるとともに、地域の生物多様性に配慮した開発に努めるよう事業者に促します。

1.3. 自然とのふれあいの充実

1.3.1 せと環境塾などの実施、環境学習ツールの提供（自然環境分野）

市内の豊かな自然環境を生かした魅力ある環境講座や出前授業の実施及び環境学習ツールの提供を通して、市内の自然や生物多様性への親しみと理解を深めます。

【代表的な取組の例】

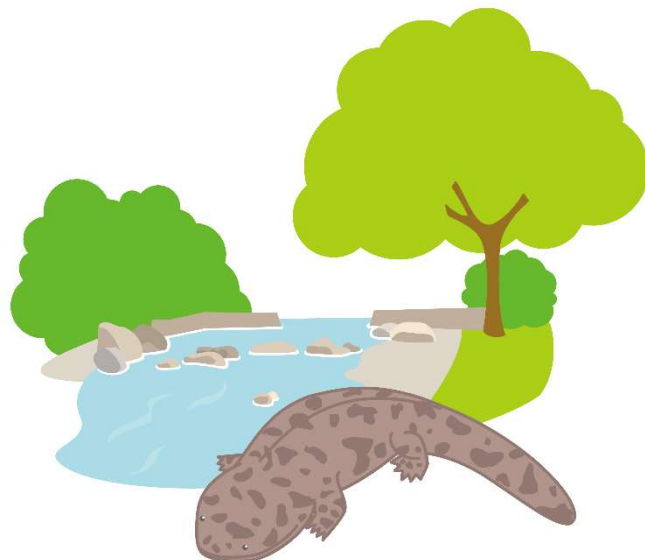
- ・せと環境塾（主催講座・認定講座）、出前授業など
- ・環境学習ツールの提供・活用（校内放送、オリジナルカードゲーム「マイビオあいち」）

1.3.2 生物多様性に関する情報の発信

特定地区をはじめとした市内の自然環境・生物多様性の現状や活動内容などの情報発信を積極的に行い、市民、事業者、学術・研究機関への情報の提供・共有を進めます。

【代表的な取組の例】

- ・瀬戸市環境課公式Instagram
- ・蛇ヶ洞サラマンダー ホームページ



2. 瀬戸の“暮らし”

日々の暮らしの中で瀬戸市の生活環境や地球環境の向上に寄与するために、資源循環型まちづくりや脱炭素社会の実現を目指し、市民や事業者が安心して日常生活や事業活動を営むことができるよう取組を進めます。

【環境指標】

項目		計画策定時	目標の方向性	現状値
大気汚染 (4項目)	二酸化硫黄	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	浮遊粒子状物質	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	二酸化窒素	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	光化学オキシダント	未達成 (2019年度)	↑	未達成 (2024年度)
河川 水質汚濁 (4地点)	瀬戸川(三郷橋): D類型	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	矢田川(本地大橋): C類型	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	水野川(東谷東橋): C類型	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	蛇ヶ洞川(蛇ヶ洞川橋): A類型	一部未達成 (2019年度)	↑	達成 (2024年度)
道路 騒音・振動 (5地点)	十軒町(国道155号)	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	西原町(国道363号)	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
	山口町(国道155号)	達成 (2019年度)	→	一部未達成 (2024年度)
	西古瀬戸町(国道248号)	一部未達成 (2019年度)	↑	一部未達成 (2024年度)
	中水野町(県道210号)	達成 (2019年度)	→	達成 (2024年度)
総ごみ排出量 ※「瀬戸市一般廃棄物処理基本計画」に準じます。	41,488 t (2019年度)	↓ 目標値 33,625t (2033年度)	36,024 t (2024年度)	
資源化率 ※「瀬戸市一般廃棄物処理基本計画」に準じます。	18.3% (2019年度)	↑ 目標値 27.8% (2033年度)	21.8% (2024年度)	
「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」の補助申請件数	63件/年 (2019年度)	↑	64件/年 (2024年度)	
市域の温室効果ガス排出量 ※「瀬戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に準じます。	—	↓ 目標値 405千t-CO ₂ (2030年度)	624千t-CO ₂ (2020年度)	
市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量 ※「第4次エコオフィスプランせと 瀬戸市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に準じます。	—	↓ 目標値 6,452t-CO ₂ (2030年度)	10,444t-CO ₂ (2024年度)	
クーリングシェルター指定箇所数	—	↑	41箇所 (2024年度)	

目標の方向性：↑計画策定時よりも増やす →計画策定時を維持する ↓計画策定時よりも減らす

2.1. 公害対策の推進

2.1.1 大気汚染防止対策の推進

県と連携しながら、大気汚染防止のため、監視・指導を実施します。

2.1.2 水質汚濁・土壌汚染防止対策の推進

県と連携しながら、河川・地下水の水質汚濁や土壌汚染の防止のため、監視・指導を実施します。

2.1.3 感覚公害の未然防止の推進

騒音・振動・悪臭などの感覚公害については、事業者との環境保全協定の締結を積極的に働きかけます。また、公害苦情に対しては、適切に処理します。

2.2. 資源循環型まちづくりの推進

2.2.1 3Rの推進

食品ロスの削減やミックスペーパーの分別によるごみの減量化や、ごみ処理に係る費用負担の適正化を図ります。また、リユースに係る情報の積極的な発信、フードドライブポストの設置などの食品スーパーなど事業者との連携の仕組みづくりなど、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を優先的に推進します。

また、建設リサイクル法に基づく、公共事業における資材の再資源化の実施やプラスチック資源（プラスチック製品含む）の分別収集を検討、資源化品目の拡大、資源物臨時拠点収集など、リサイクル（再生利用）を推進します。

2.2.2 ごみの適正処理の推進

ごみ分別などの「ごみ出しルール」の周知徹底を図るとともに、適正かつ効率的な収集運搬体制を確立します。また、中間処理・最終処分については、関係機関と連携しながら、適切な処理を促進します。

また、野焼きなど不法焼却に関する監視・指導を強化します。

2.2.3 産業廃棄物、不法投棄対策の推進

産業廃棄物については、「瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」や「産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」に基づき、市民と事業者相互の合意形成のもとで、適正な処理を促進します。

不法投棄対策については、引き続き監視・指導体制（監視カメラの設置、パトロールなど）を強化します。

2.3. まちの環境の保全・創出

2.3.1 まちの環境美化の推進

「瀬戸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づき、市民などとともに環境美化意識やマナーなどの向上を図るとともに、地域や事業者などによる清掃美化活動を支援します。また、市では快適環境の充実にかかる取組として、市民や事業者と連携・協働し「環境美化事業」（環境美化イベント、ボランティア清掃袋の配布、地域清掃ごみの収集）を実施しています。

2.3.2 まちなみ環境の保全・創出

公園・緑地や公共施設などの緑化を図っていきます。また、空き家及び空き地の適正管理の促進など、まちなみ環境の保全・創出に努めます。

2.4. 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

この項目では、「瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく緩和策と、熱中症対策などの適応策を推進します。

2.4.1 再生可能エネルギーの利用の促進

■ 再生可能エネルギー利用の検討

公共施設のうち、設置可能な建築物（敷地を含む）に太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車等充給電設備（V2H）などの設置を検討します。また、再生可能エネルギー由来の電力メニューの契約を検討します。

■ 補助制度の推進

市民向けの補助事業「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」を継続的に実施するとともに、事業者向けの新規補助金の導入を検討します。

■ 普及啓発活動

再生可能エネルギーを活用した機器の利用に関する普及啓発や、設置に関する国や県の補助金制度などの情報を提供します。

■ 新たな再生可能エネルギーの検討

新たな再生可能エネルギーの導入に向けた学術・研究機関や事業者との連携・協働体制を構築します。

■ その他

「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき、太陽光発電設備と自然環境などとの調和に取り組みます。

2.4.2 省エネルギー対策の推進

■ 公共施設のZEB化の推進

今後、新築する公共施設は、原則ZEB Oriented（ゼブ オリエンテッド）相当以上を目指します。

■ ZEH・ZEBの普及促進

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化の普及を目的とした、市民向けの補助事業の導入を検討します。ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化や改修による省エネ性能の向上を促すための広報・普及啓発を行います。

■ 市の事業における削減活動の推進

「第4次エコオフィスプランせと（瀬戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市における全庁的な環境配慮行動を推進します。また、公用車やコミュニティバスへの次世代自動車の導入を検討します。

■ 日常生活における削減活動の推進

暮らしの省エネルギー化を促すため、家庭での省エネ家電への買い替え、照明のLED化などの事例を広報などで情報提供をします。エアコンのこまめな温度設定、クールビズ、エコドライブ、外出や通勤時における公共交通機関や自転車の利用などの脱炭素なライフスタイルへの転換といった「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」を推進します。

■ 事業活動における削減活動の推進

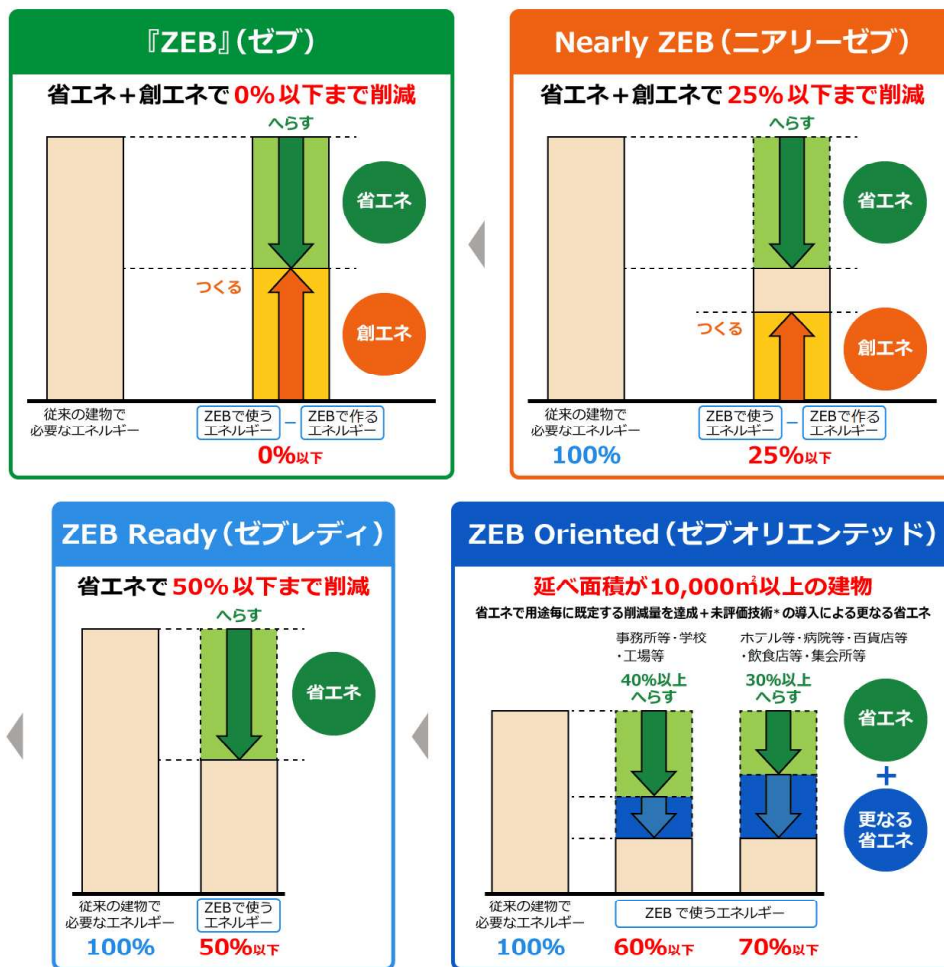
次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリット自動車など）の導入に関する、県の補助金制度などの情報を提供します。

中小事業者を対象に、高効率空調、高効率照明などの導入支援を検討します。さらに、省エネルギー対策を紹介するセミナーを実施します。

コラム ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは

ZEB（ゼブ）とは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称です。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることを目指します。

現在、ZEBの実現・普及に向けて、4段階に定義しています。



出典：環境省ホームページ

2.4.3 脱炭素社会を実現する環境整備の推進

■ 効率的なまちづくりの推進

日常生活に必要なサービスが住まいなどの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクト構造」を目指します。

■ 公共交通機関利用の促進

鉄道事業者と連携して、必要な輸送サービスレベルの確保に向けた検討を進めます。

広域基幹交通、基幹交通、生活交通が一体となり、「多極ネットワーク型コンパクト構造」を支える公共交通ネットワークを構築します。

居住誘導区域をはじめ、効率的・効果的に各拠点や都市機能増進施設などへ移動できる市民の生活交通を確保します。

2.4.4 気候変動の影響に対する適応策の推進

熱中症防止のための情報提供やクールビズなどの普及を推進します。また、近年多発する集中豪雨による浸水被害などの都市型水害対策を推進するとともに、県で策定された「愛知県気候変動適応計画」を参考にしながら、「地域気候変動適応計画」の策定を検討します。

また、「瀬戸市熱中症対策行動指針」に基づき、熱中症予防行動の呼びかけ、熱中症弱者への見守り・声かけ、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用、施設などの管理者による熱中症対策及び熱中症発生状況などの実態把握並びに情報提供を実施します。

コラム デコ活 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です。

デコ活アクションまずはここから

デ	電気も省エネ 断熱住宅（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
コ	こだわる楽しさ エコグッズ（LED・省エネ家電などを選ぶ）
カ	感謝の心 食べ残しゼロ（食品の食べ切り、食材の使い切り）
ツ	つながるオフィス テレワーク（どこでもつながれば、そこが仕事場に）

出典：環境省ホームページ



3. 瀬戸の“ひとびと”

持続可能なまちを実現するために、市民、事業者、学術・研究機関、市などの多様な主体の連携・協働や、地域資源を活かしたグリーンな経済システムの構築、市民・事業者の環境意識の向上などにつながる取組を進めます。

【環境指標】

項目	計画策定時	目標の方向性	現状値
パートナーシップ型組織「サステナブルせと」会員数 (個人・団体・事業者)	—	↑	14 (2024年度)
環境配慮に取り組んでいる事業所の数 ■対象とする事業所 ・瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定 締結 ・エコアクション21 登録 ・ISO14001 日本適合性認定協会 認証 ・グリーン経営認証制度 認証 ・自動車エコ事業所認定制度 認定 ・サステナブルせと 登録 ・自然共生サイト 認定	—	↑	82 事業所 (2024年度)
環境ビジネスに関連する情報発信回数	—	↑	4 累積値 (2024年度)
「せと環境塾」の講座満足度 ※「せと環境塾」で参加者に配布するアンケートで把握します。	—	↑	—
瀬戸市環境課公式 SNS の登録者数	—	↑	685人/累積 (2024年度)

目標の方向性：↑計画策定時よりも増やす



3.1. 多様な主体の連携・協働

3.1.1 多様な主体の連携・協働の強化

パートナーシップ型組織（市民・事業者）と市の2者連携による活動をさらに強化するとともに、市民・事業者・市の3者連携を図るなど、連携を強化します。

また、大学などの学術・研究機関との連携を図り、市民・事業者・市とも合わせた4者による連携・協働を推進します。

3.1.2 地域の自発的な取組の支援

地元自治会などと連携しながら、地域の自発的な環境への取組を促す仕組みを検討します。また、地域が主体となって環境に関する取組を作成する際には、情報提供や学識経験者などによるアドバイスなどの支援を行います。



3.2. グリーンな経済システムの構築

3.2.1 地域資源を活用した環境ビジネスの支援

事業者などと連携し、地元の環境資源を活用したブランド商品の開発を支援するとともに、環境に特化したベンチャー企業などの支援を実施します。

また、事業者向けの省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入など「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」を推進するセミナーの開催にむけた仕組みづくりを検討します。

3.2.2 事業者の環境情報の発信の促進

「瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定」締結事業所の事業活動や環境情報の公表など、市内の事業者自らが ESG 投資の投資先となるための情報発信などを促進します。

3.3. 市民・事業者の環境意識の向上

3.3.1 環境教育・環境学習の推進

「せと環境塾」による環境講座（フィールドワーク、座学、オンライン講座など）を定期的実施するとともに、自然ガイドボランティアの育成・支援を充実します。

また、大学や事業者などの学術・研究機関など、多様な主体との連携・協働による環境講座の実施や、小中学校などの教育現場での環境に関する内容を取り入れた授業カリキュラムを充実します。

3.3.2 環境情報の共有、発信

様々な手段（ホームページ、SNS、紙媒体など）を活用して情報発信の充実を図るとともに、市環境課公式インスタグラムの内容の充実や双方向による情報の共有化を図り、市民への認知度の向上につなげます。

また、自然観光資源の魅力の紹介や、市民・事業者の環境への取組などの情報発信、自然ガイドボランティア情報のデータベース化などを行います。

3.3.3 環境イベントの開催

市民の環境に対する意識向上のためのイベント（環境フェアなど）の開催（環境活動団体や事業者などの環境に関する取組の紹介など）を実施します。

また、環境基本計画の市民の認知度を上げるためのPRを行います。